
中央アルプス国定公園 シンボルマーク・ロゴタイプ規定書



CHUO ALPS
QUASI-NATIONAL PARK

中央アルプス国定公園

中央アルプス国定公園指定記念事業実行委員会

中央アルプス国定公園は、希少かつ特徴的な氷河地形や貴重な高山植生等を有し、傑出性が高い風景地であることが確認されたことから、昭和26年に県立公園に指定されたエリアが新たに国定公園として指定されることになりました。中央アルプス国定公園指定記念事業実行委員会(以下「実行委員会」)では、これを記念してロゴマークを作成しました。

中央アルプス国定公園の誕生を多くの人に周知し、また、親しんでもらうことで、この地域の優れた自然風景の保護と適正な利用に向けた理解の促進を図ることを目的としています。このロゴマークの適正な使用を確保するために、使用規定を以下の通りとします。

(趣旨)

第1条 本規定は、中央アルプス国定公園ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規定が対象とするロゴマークのデザインは、別添使用ガイドラインによる。

(使用できる者)

第3条 ロゴマークを使用できる者は、中央アルプス国定公園を愛し、本規定の目的に賛同する団体または個人とする。

(禁止事項)

第4条 次の事項に該当する使用は、行ってはならない。

- (1) 中央アルプス国定公園のイメージや信用を害し、または害するおそれがある使用
- (2) 法令や公序良俗に反する利用、またはおそれがある場合
- (3) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する使用
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保、または証明するものとしての使用
- (5) 反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある者による使用
- (6) 生産過程において自然環境等に多大な負荷を与える商品等への使用

(デザイン)

第5条 ロゴマークの使用にあたっては、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分留意し、別添使用ガイドラインを遵守することとする。

(規定の履行)

第6条 下記構成機関は届出せず使用可能とする。

中央アルプス国定公園記念事業実行委員会 構成

駒ヶ根市 宮田村 伊那市 飯島町 松川町 高森町 阿智村 上松町 南木曽町 木曽町 大桑村 塩尻市 箕輪町 長野県(環境部 観光部 上伊那地域振興局 南信州地域振興局 木曽地域振興局 松本地域振興局)

上記以外で、ロゴマークの趣旨に賛同してお使いいただける機関については、届出をすること。

第7条 ロゴマークを使用する者は、信義にしたがい、誠実にこの使用規定を履行しなければならない。
また、ロゴマークを付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合、ロゴマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講じること。

第8条 ロゴマークを広く自由に使っていただくため、使用申請は必要としないが、どのようなものに使用されたかを把握するため、事前の届出制とする。
使用者は、別添届出書により使用目的、使用方法(対象、期間、箇所等)を事前に、下記に届け出ることとする。

〈令和4年3月31日まで〉 株式会社アドプランニング
電話：0265-76-5141(代) FAX：0265-76-5144(編集制作室) E-mail：info@adopura.com

〈令和4年4月1日から令和5年3月31日まで〉
長野県 環境部 自然保護課
電話：026-235-7178(直通) FAX：026-235-7498 E-mail：shizenhogo@pref.nagano.lg.jp

〈令和5年4月1日から〉 長野県 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話：0265-76-6817(直通) FAX：0265-76-6863 E-mail：kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

なお、受理通知の発行はしないこととする。届け出次第、別添の使用ガイドラインを遵守した形で使用すること。

第9条 ロゴマークの使用については、営利を目的とした商品等への使用も可能であるが、収益等が生じる場合は、それらを活用し、中央アルプス国定公園の普及啓発や中央アルプスの自然環境保全活動への協力に努力するものとする。

(改善の指示等)

第10条 使用規定に従わない利用に対し、実行委員会は改善や使用の差し止めを指示することができる。この場合、使用規定に従わない使用をしていた者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

ただし、実行委員会が解散した場合は、実行委員会構成機関が改善や使用の差し止めを指示することができる。

(権利)

第11条 ロゴマークに関する一切の権利は、実行委員会に帰属する。

ただし、実行委員会が解散した場合は、長野県に帰属を移行する。

(附則) この規定は、令和2年3月27日から施行する。

この規定は、令和2年10月27日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

(届出様式)

次ページの届出様式に記入し使用するか、項目に漏れがないよう各自作成※のうえ届出すること。

提出の際は、具体的な概要書、企画書、図面等があれば、資料として添付すること。

※用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

中央アルプス国定公園ロゴマーク 使用届出書・使用規定遵守誓約書

年 月 日

中央アルプス国定公園ロゴマークを使用したいので、
使用規定第8条に基づき、次のとおり届け出ます。
また、使用する際はロゴマーク使用ガイドラインを
遵守して使用することを誓います。

届出者の氏名(団体にあつてはその名称)

印

住所

電話

FAX

E-mail

目 的	
概 要 使用対象、場所、期間 及び箇所数 等	
備 考 有償物が否か、 添付資料 等	

シンボルマークの意味

シンボルマーク



「中央アルプス国立公園」の自然をモチーフにしたシンボルマークです。

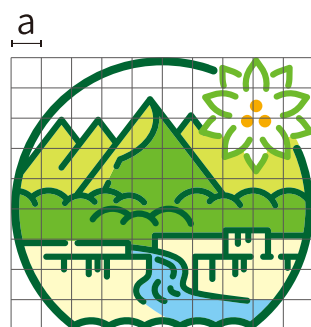
- ・ 中央アルプスの固有種「コマウスユキソウ」
- ・ 氷河地形（中央の山に描いたカーブ）
- ・ 森林限界（森と山）
- ・ 寝覚の床（川と両岸）
- ・ 恵那山の「サラサドウダン」（フレームとして）

長野県南部に位置する中央アルプス国立公園は、木曽山脈のほぼ全域（南北約 100km）と木曽谷に位置する寝覚の床および木曽田立の滝周辺の地域一帯で構成されます。

特定のモチーフだけを象徴としてシンボルにするのではなく、13 市町村に広がる国立公園各エリアの自然を取り入れることで各地域が連携してこの自然を慈しみ、次代につなげていけるようにという願いを込めたシンボルです。

シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ・使用サイズ（横組）

ロゴマークとして使用する場合、シンボルマークとロゴタイプの比率・配置を変更しての使用は原則できません。
規定外のサイズで使いたい等、本ガイドラインと異なる使用をされたい場合は、事前にロゴマーク使用規定第8条の者にお問合せください。



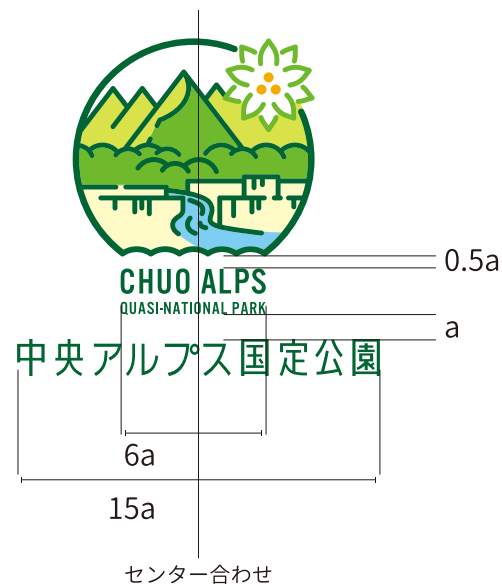
〔ロゴ横型〕タイプ A



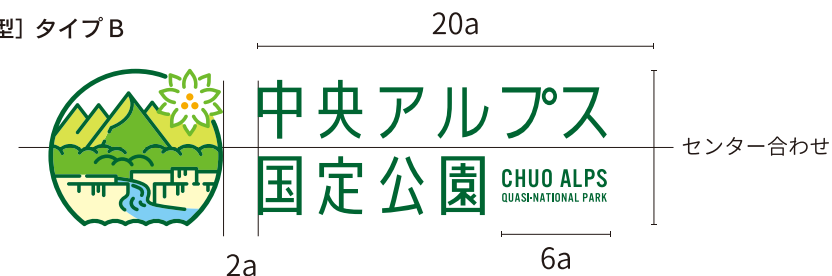
〔ロゴ横型〕タイプ C



〔ロゴ横型〕タイプ D



〔ロゴ横型〕タイプ B



使用可能な最小サイズ

シンボルマーク
最小サイズ 8 mm



ロゴタイプ
最小サイズ 15 mm

中央アルプス 国定公園
中央アルプス
国定公園

ロゴタイプ
最小サイズ 9 mm

中央アルプス
国定公園

シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ・使用サイズ（縦組）

ロゴマークとして使用する場合、シンボルマークとロゴタイプの比率・配置を変更しての使用は原則できません。
規定外のサイズで使いたい等、本ガイドラインと異なる使用をされたい場合は、事前にロゴマーク使用規定第8条の者にお問合せください。

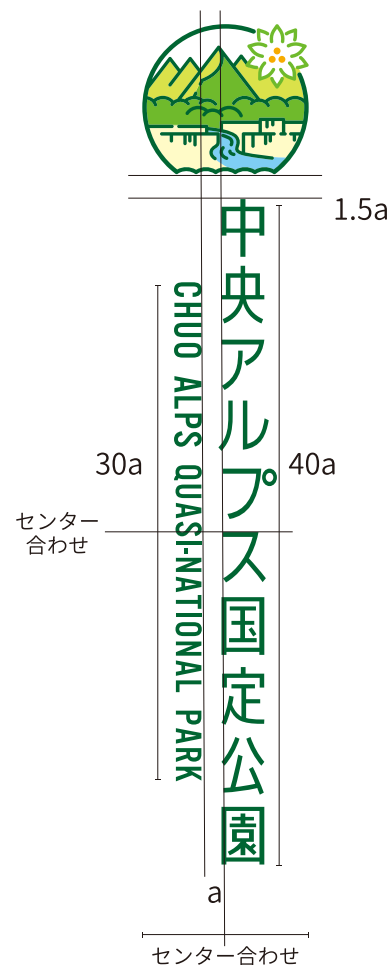
【ロゴ縦型】タイプ A



【ロゴ縦型】タイプ B



【ロゴ縦型】タイプ C



使用可能な最小サイズ

シンボルマークのみ
最小サイズ 8 mm



最小サイズ 19 mm

中央アルプス 国定公園
CHUO ALPS QUASI-NATIONAL PARK

最小サイズ 15 mm

中央アルプス 国定公園
CHUO ALPS QUASI-NATIONAL PARK

カラーについて【プロセスカラー 4 色 または 1 色】で使用の場合

シンボルマーク・ロゴタイプは、基本的には下記の色でお使いください。用途に応じて、白抜きでの使用も可能です。
縦型・横型全レイアウト、色の配合は下記同様です。

[ロゴ基本形]



■ C100% M 30% Y100% K 30%	■ DIC 251
■ C 60% M 0% Y100% K 0%	■ DIC 211
■ C 20% M 0% Y 80% K 0%	■ DIC 34
■ C 0% M 40% Y100% K 0%	■ DIC 164
■ C 0% M 0% Y 30% K 0%	■ DIC 9
■ C 50% M 0% Y 0% K 0%	■ DIC 69

[白抜き 一部カラー]



- ・フレームとタイプのみ CMYK 全て 0% に変更
- ・上記以外はロゴ基本形の色とする

[モノクロ]



■ K 100% ■ K 75% ■ K 50% ■ K 30% ■ K 25% ■ K 15%
特色 1 色の場合は、その特色を上記の % にしてお使いください

[白抜き ラインのみ]



アイソレーションエリア



使用禁止例〔全レイアウトに共通〕



指定色以外の色の使用不可



視認性に影響のある背景への配置不可
(白抜き等、視認性を確保できるタイプで
使用してください)



特別な使用目的を除き
白フチ不可



変形不可



シンボルマークとロゴタイプの
配置の変更不可



シンボルマークとロゴタイプの
サイズの変更不可